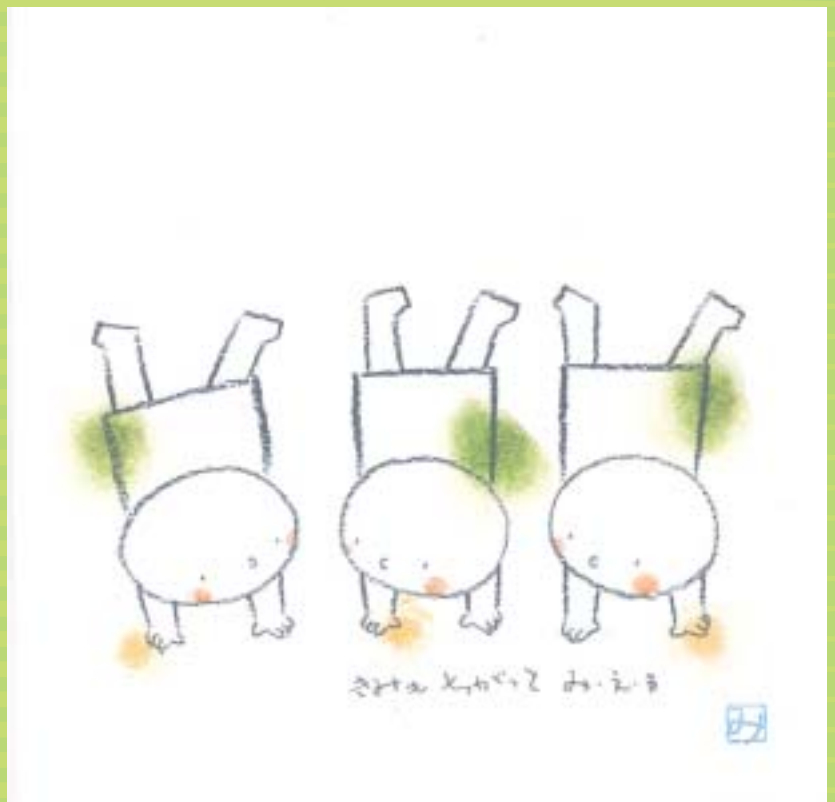




特集

ひとり抱え込まないで  
—しない、させない高齢者虐待—



# ひとりで抱え込まないで しらない、させない高齢者虐待

すべての人に平等に訪れるもの、それは加齢と死です。誰もがそのときを幸せに迎えたいと願っていますが、年を取れば、心身の衰えに介護を必要としますし、収入の減少や、家族構成も変化します。その際、決して見逃してはならないのが虐待です。人はどのような状況においても、人としての尊厳が守らなければなりません。しかし現実には、高齢者の人権を侵害する虐待が問題になっています。誰にでも、また身近に起こりうる高齢者虐待について考えてみましょう。

## 高齢者虐待とは

高齢者虐待は、高齢者の人としての尊厳を傷つける行為ですが、次のような分類があります。

- 《心理的虐待》  
排せつなどの失敗に対して高齢者に恥をかかせるなど
- 子ども扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視するなど
- 《介護・世話の放棄・放任》  
空腹、脱水、栄養失調の状態のままにするなど
- おむつなどを放置する、劣悪な状態や住環境の中に放置するなど
- 《身体的虐待》  
たたたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせるなど
- ベッドにしばりつけたり、意図的にクスリを過剰に与えるなど

## 《経済的虐待》

- 本人のお金を必要な額渡さない、使わせないなど
- 本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用するなど

## 《性的虐待》

- 懲罰的に下半身を裸にして放置するなど
- キス、性器への接触、セックスを強要するなど

これらは家庭の中だけでなく、施設や病院の中でも起こります。家庭、施設、病院に共通するのは、いずれの場所も密室になりやすいということです。言いかえれば、行動範囲が狭まり、第三者の目が届きにくい所で生活している高齢者には、いつでも虐待が起こりうるのです。

以上は、家族や施設・病院の職員といった虐待者がいる場合です。ならば一人暮らしの高齢者には虐待は起こらないのでしょうか。米国などでは、特定の虐待者からの虐待はな

## 虐待の実態

施設や病院の虐待は加害者・被害者がはつきりしています。しかし、さまざまな家族の形や関係の中で起きる家庭での虐待は複雑で、時にはどちらが加害者か被害者かわからないこともあると言われています。

厚生労働省が医療経済研究機構に委託して行った「家庭内における高齢者虐待に関する調査」(2004年3月)によると、  
●被害者の8割が75歳以上で、4分の3以上

が女性。8割以上に認知症がある。

●加害者の3割が息子。次いで、息子の配偶者(嫁)、配偶者、実の娘の順。

●被害者と加害者の9割近くが同居しており、日中も含め常時一緒にいる人が半数以上。

●主な介護者が虐待するケースが6割以上。

●虐待の種類は、心理的虐待が6割以上で最も多く、介護・世話の放棄・放任、身体的虐待、経済的虐待が続く。

●虐待者のうち半数以上は虐待の自覚がない。といった実態が浮き彫りになりました。

## 虐待を発見したら

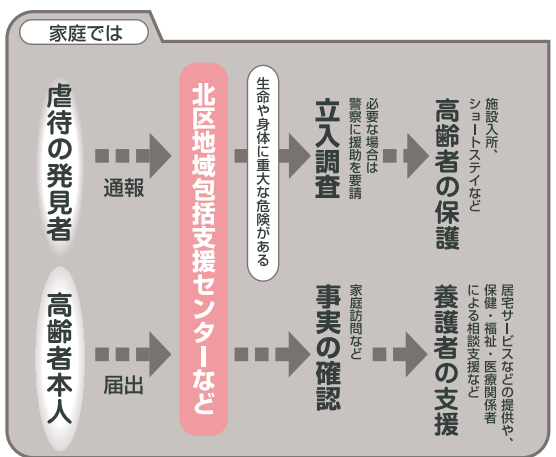
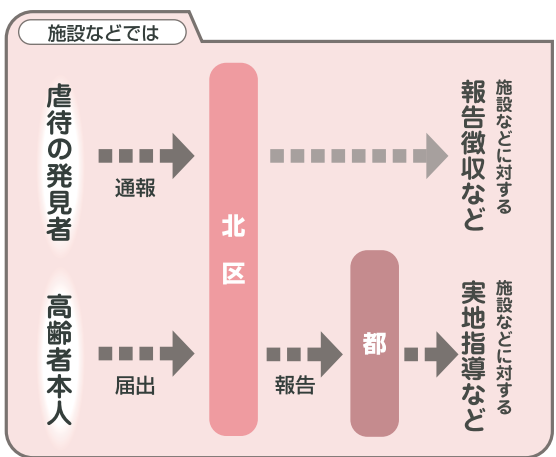
平成18年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止・養護者支援法」という)には、高齢者の保護だけではなく、介護者の支援も盛り込まれています。

この法律によつて、高齢者虐待の発見者は通報義務があることになりました。

## \*施設などでは

施設や病院で高齢者の虐待に気づいたら、直ちに市区町村に通報しましょう(北区の

通報先は、6ページをご覧ください)。通報の秘密は守られます。通報を受けた市区町村は、監督権限を使って業務の適切な運営を促し、高齢者の保護や虐待防止を図らなければなりません。



## \*家庭では

家庭での虐待に気づいた人も、地域包括支援センターなど、市区町村の担当窓口へ通報しましょう。通報を受けた市区町村は家庭訪問や時には立ち入り調査を行い、施設入所やショートステイなどで高齢者を保護したり、あるいは居宅サービス等を提供して介護者を支援します。

いずれの場合も、生命や身体に重大な危険がある場合の通報は、区民や職員の義務となります。もちろん、虐待されている高齢者自身も虐待を届け出すことが出来ます。

## 虐待を防ぐために

**\*施設などでは**  
施設などでの虐待を防止するには、職員らの研修、人手の確保に加え、第三者機関のチェックが不可欠です。何より小さな虐待も見逃さず、隠さないことが緊急に問われています。

## \*家庭では

家庭は施設よりもさらに密室となります。特に高齢者と介護者だけの世帯、高齢者が家族と一緒に生活していても高齢者が孤立している世帯では、虐待を発見することが難しく、生命身体に重大な影響を与えるほどの虐待が深刻化して初めて気づかれることもまれではありません。これを防止するためには、日頃から以下のことに気をつけましょう。

## 成年後見制度を利用する

成年後見制度とは、高齢者が自分で判断することが難しくなってきたときに、第三者が高齢者の代わりに、あるいは第三者の援助を受けて、療養など身の回りのことや財産の処分をする制度です。高齢者自身が元気なうちに、信頼できる人との間で公正証書契約を交わしておく任意後見と、高齢者の判断が衰えたときに裁判所に後見人を選んでもらう法定後見があります。

## 暴力や支配のない家族関係を構築する

家庭での高齢者虐待は、一人ひとりが長年作ってきた家族同士の関係の中で起こります。被害者にも加害者にもならないためには、普段から家族関係のあり方を考える必要があるでしょう。家族にはいついかなる時も、このくらしのこととは許されたいと思いがちです。でも、家族の中にあっても、人としての尊厳を守ることで、暴力を認めないこと、人を一方的に支配しないこと、嫌な思い、恥ずかしい思い、屈辱的な思いをさせないこと、家族の一員の財産も個人のものであって、その人の処分に委ね、その人のために使うこと。これらのことを、いつも一緒にいる家族だからこそ、守りあうべきではないでしょうか。虐待が人を傷つけ、時には重大な犯罪になることを想起し、虐待の起こらない家族関係を作ることが問われています。

## 地域に見守り力をつける

地域の人々が、一人暮らしの高齢者や介護している家庭を見守り、声をかけるなどして、地域から孤立させないようにすることも大切です。あいさつを交わす、道で会っても元気がないようなときは声をかける、新聞が何日もたまっていないか、夜になったら明かりがついているかどっかを見守るなど、日常生活での地域の助け合いが虐待防止につながります。



◆介護負担蓄積型

家庭内での高齢者虐待の要因は多様です。児童虐待の場合は、最初から保護育成されなければならぬ児童に対する虐待ですが、高齢者の場合は、高齢者自身が家族との人間関係を長年に渡り作ってきたという歴史があります。そのため、虐待の要因も児童虐待とは違った様相になります。これを、東京医科歯科大学の高崎絹子教授は、次のように分類しています。

虐待の要因

◆力関係逆転型  
高齢者の心身の衰えや介護をきっかけに、それまでの支配的な夫婦関係や嫁姑関係の力関係が逆転し、虐待に至るタイプ

◆精神的障害型  
高齢者が虐待者のどちらかにアルコール依存や精神障害、人格障害があるタイプ

◆支配関係持続型  
高齢者の心身の衰えによって、それまでの支配—被支配的な関係をより増強していくタイプ

◆精神障害型  
虐待の要因は複雑です。これらの複数が絡み合い、地域から孤立し、家庭が密室化したときに虐待は起こりやすくなります。

◆関係依存密着型  
相互にもたれあっている、いわゆる共依存の関係が根底にある親子、夫婦などが、介護の負担が

生じたことによってもたれあいが崩れ、これを受け入れられずに虐待の形を取るタイプ

◆介護負担蓄積型  
介護の不安や不満、疲労などのストレスを、介

相互にもたれあっている、いわゆる共依存の関係が根底にある親子、夫婦などが、介護の負担が

あなたも模擬裁判に参加しませんか？

**ジャッジ! 高齢者虐待**

6月30日(土)午後1時30分開廷

北区男女共同参画センター「スペースゆう」プラネタリウムホール(北とびあ6階)

誰もが、加害者にも被害者にもなりうる高齢者虐待。孝行息子は、なぜ母に暴力をふるってしまったのでしょうか？ それほどまでに息子を追い詰めたものは？ あなたも評決に加わって、自分の問題として高齢者虐待を考えてみませんか？

◆お申し込み・お問い合わせ  
北区男女共同参画センター「スペースゆう」  
☎3913-0161  
※北区ニュース(6月10日号)、チラシをご参照ください。

参考文献「高齢者虐待」小林篤子著／中央公論新社／2004

<ケース4> 心理的虐待

◆被虐待者—母84歳／◆虐待者—娘50歳、孫18歳

【事態】離婚した娘が、子どもを連れて母のアパートに戻ってきた。母の年金は少なく、娘の収入で暮らすことになった。やがて孫が引きこもりになり、娘も更年期で体調をくずし仕事があまうかなくなると、二人は母に八つ当たりし、「家から出て行け、金ばかり使って」と毎日罵声を浴びせた。母はいたたまれなくなり、息子夫婦のところに行ったが、そこでも厄介者扱いされてしまう。娘は、母がいなくなったことをいいことに住民票を削除してしまったため、母は基本的なサービスも受けられなくなった。

【支援】母が体調不良のため病院にかかりたいと公的機関に相談に来たが、住民票がないことがわかり、母の今後の生活の相談となった。息子の住所地に住民票を作り、生活保護を申請し、施設入所となった。

【対策】孫の引きこもり、娘の更年期が虐待の引き金になっているのであり、孫はカウンセリング、娘は更年期外来の受診などを通して、それぞれが人生を立て直し、自立した家族関係を作る。



<ケース5> 心理的虐待+介護・世話の放棄・放任

◆被虐待者—義母75歳／◆虐待者—息子の妻(嫁)45歳

【事態】母と息子夫婦の三人暮らし。多忙なサラリーマンである息子は、病弱な母の世話をすべて妻に任せ、家庭を顧みない。妻は夫のいる前では義母の面倒をよく見たが、夫が不在となると夫への怒りを母にぶつけ、口汚くののしり、時には全く無視した。母は息子の嫁の仕打ちを訴えたが、息子は聞く耳を持たず、家のことにはまるで無関心だった。義母が病気になることも、夫の帰宅の遅い日が続いたこともあり、嫁が病院に連れて行かなかったため、義母は重篤な状態に陥ってしまった。

【支援】余りの急激な衰弱にかかりつけの医師が虐待に気づき、区に通報され、公的サービスがつくことになった。これにより、嫁は介護の負担が軽減し、余暇を持つことができるようになった。

【対策】虐待の要因は、息子の夫婦関係である。息子である夫が妻と向き合い、自分も積極的に母の世話をすることによって、主たる介護者である嫁と義母の関係も変わる。

<ケース1> 身体的虐待

◆被虐待者—母80歳／◆虐待者—息子53歳

【事態】母子二人暮らし。息子は会社勤めをしていたが、母の介護で休みがちになり退職。今は母の年金で生活している。これまで母は、息子の食事の世話などすべてやってきたが、数年前から認知症を発症。息子は、家事全般を自分でやらなければならなくなったことと母の介護が重なり、ストレスが高じている。最近母が失禁するようになると、そのたびに息子は母の尻をつねったり、時には殴る、蹴るの暴行を加えるようになった。母は息子に怯えている。

【支援】ショートステイや施設入所など、介護サービスの利用によって息子の介護負担の軽減を行う。年金は母のために使うということを息子に説得し、場合によっては年金の振込先を変えて、年金の管理者から息子をはずす。

【対策】若いうちから息子を自立させる。同居していても、身の回りの家事能力をつけさせることで、自分がしなければならなくなったときのストレスを軽減させる。介護休業の取得などで仕事と介護を両立するための職場環境を整え、母の年金に依拠せざるを得ないような介護生活はしないようにする。

ケースに学ぶ  
高齢者虐待

高齢者虐待は家庭内でのさまざまな人間関係の中で起こります。典型的な事例をケーススタディしましょう。

<ケース2> 介護・世話の放棄・放任

◆被虐待者—夫75歳／◆虐待者—妻73歳

【事態】若い頃から家族に暴力を振るう夫であった。一人娘(38歳)は父から逃げるように自立した。夫は骨折し動けなくなつても妻に暴言を吐くなどの支配的関係が続いていたが、妻にも軽い認知症が始まると、夫の食事を抜くようになり、最近は何日も夫の寝室に顔を出さず、風呂にもトイレにも連れて行かなくなってしまった。娘は父を嫌っていたため、母を心配しても父の状態については無関心だった。

【支援】訪問介護、ショートステイなどの公的サービスの利用により、妻の介護を支援する。また、夫婦と娘のカウンセリングを通じて、夫婦間、娘と父との家族関係の調整をする。夫の暴言も妻に対するDVであり、虐待であることをわからせる。場合によっては長期的分離も必要。

【対策】これは長年の夫のDVを放置してきたことから虐待にまで至ってしまったケースであり、早いうちに家族間の調整が必要であった。DVは家庭の中に暴力を容認醸成させ、虐待と被虐待が互換しあうこともある。また、家族間の協力を希薄にさせる。

<ケース3> 経済的虐待

◆被虐待者—父85歳／◆虐待者—息子55歳

【事態】被虐待者は数年前に妻と死別し、それを機に長男家族と同居。次男と三男はそれぞれ独立している。父には自宅と数千万円の預金があり、父が病気で寝たきりになると、長男が財産の管理をするようになっていた。最近、長男は事業があまうかなくなり、父の預金に手をつけ、そのことが弟たちに露見するのを恐れて弟たちを遠ざけるようになった。弟たちが見舞いに行っても会わず、入院先も教えない。

【支援】父に成年後見人をつける。成年後見人は、このように家族間で対立しているような場合は、被相続人以外の第三者、例えば中立な弁護士などを選任したほうが公正である。そして、後見人を通じ、父の療養監護に次男と三男も参加させ、本人の療養のために財産を使うようにする。

【対策】同居の家族であっても、財産管理と体が不自由になったときの療養について事前に話し合っておくこと。場合によっては、元気なうちに公正証書で後見契約をしておく。親の財産は、たとえ自分が相続人であり将来相続することになっていても、本人の財産は本人のためのものであり、本人のために使われるべきものであることをしっかり認識しておく。

ご存知ですか？

# 改正男女雇用機会均等法が 平成19年4月1日から スタートしました。

## 改正のポイント1 性別による差別禁止の範囲の拡大

- ①男性に対する差別も禁止されました。
  - ②禁止される差別が追加、明確化されました。
- 募集・採用、配置・昇進・教育訓練、福利厚生、定年・解雇に加えて、降格、雇用形態の変更、退職勧奨、雇止めについても、性別を理由にした差別は禁止されます。
- 配置について、同じ職種や部門への配置でも権限や業務配分に差がある場合異なった配置となり、性別を理由とした差別は禁止されます。
- ③間接差別が禁止されました。
- 募集・採用で一定の身長、体重、体力などを要件とすること。  
●「総合職」の募集・採用で、全国転勤を要件とすること。  
●昇進にあたり転勤の経験があることを要件とすること。

## 改正のポイント2 妊娠・出産などを理由とする 不利益取扱いの禁止

- ①解雇に加えその他不利益取扱いも禁止されます。
- 雇止め、減給、賞与等の不利益な算定、退職、契約内容変更の強要、降格ほか。
- ②妊娠中や産後1年以内の解雇は、事業主が妊娠・出産・産前産後休業等による解雇でないことを証明しない限り無効となります。

## 改正のポイント3 セクシュアルハラスメント対策

- ①女性に加え、男性に対するセクシュアルハラスメントも含めた雇用管理上必要な対策を講じることが事業主の義務となりました。
- ②紛争が生じた場合、男女とも調停など紛争解決援助の申出ができます。

## 改正のポイント4 母性健康管理措置

- ①事業主は、妊産婦が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保し、またその指導事項を守るようにするための措置を講じることが義務となりました。是正措置に従わない場合、企業名公表となります。
- ②紛争が生じた場合、調停など紛争解決援助の申出ができます。

## 改正のポイント5 ポジティブ・アクションの推進

ポジティブ・アクション（男女間の格差解消のための積極的取組）に取り組む事業主が実施状況を公開するに当たり、国の援助を受けることができます。

## 改正のポイント6 過料の創設

厚生労働大臣による均等法に関する事項の報告の求めに対し、事業主が報告に応じず、又は虚偽の報告をした場合、20万円以下の過料に処せられます。

# 活かそう!苦情解決委員会

北区では、「男女共同参画条例」を平成18年6月に制定し、この条例に基づく「男女共同参画苦情解決委員会」を本年1月に設置しました。区の施策で、男性と女性で不当な異なる扱いがなされている、職場や地域社会などの活動の場において、男女平等になっていないものがある、そのため能力が発揮できないなど、みなさんからの苦情の申出を受け付けています。「苦情解決委員会」制度は、みなさんのものです。ぜひご活用ください。

<苦情解決委員紹介>

氏名	役職名
白井典子	弁護士、区法律相談委員
新澤誠治	元大学教授(児童学専攻)
春木節子	元労働省東京女性少年室(現東京労働局雇用均等室)長

■苦情解決委員は

- ・みなさんからの苦情の申出を、適切・迅速に処理いたします。
- ・みなさんのプライバシーは守ります。

■申出にあたっては、事前に、お電話ください。

子ども家庭部男女共同参画推進課(区役所第一庁舎) ☎3908-9307  
男女共同参画センター「スペースゆう」(北とびあ5・6階) ☎3913-0161

■申出書は、北区のホームページからダウンロードできます。  
<http://www.city.kita.tokyo.jp/>



# 高齢者虐待に対する

# 北区の取り組み

## 〔北区おたがいさまネットワーク〕

北区では、「健やかに安心してくらせるまちづくり」はぐくもう！地域の福祉力をめざして、地域のみなさんとともに「おたがいさまネットワーク」の場を広げてきました。

これは、地域社会や家族関係の希薄化が進む中、町会自治会、老人クラブ、北区医師会、北区接骨師会、居宅介護事業所、浴場組合、警察署、消防署、社会福祉協議会、消費生活センターなどの協力団体・機関や民生委員、協力が連携して、手助けや支えあいが必要な高齢者に適切なサービスを提供するためのネットワークです。具体的には、協力団体・機関などが高齢者との交流を通して気づいたことを在宅介護支援センターに相談し、センター職員がその高齢者の家を訪問して状況を聞いたうえで、その人にあつたサービスを提供していきます。

平成17年7月に区が立ち上げた高齢者虐待防止センターもネットワークの協力機関

## 〔地域包括支援センター〕

平成18年4月には地域包括支援センターが開設されました。このセンターは、高齢者の生活を支える拠点として設置された総合機関で、虐待の早期発見・防止・権利擁護などの高齢者の人権や財産を守る取り組みから、介護保険・介護予防のマネジメント、福祉、医療など、さまざまな支援を包括的・継続的に行っています。

虐待に気づいたときは、高齢者虐待防止センターや地域包括支援センターなどの市区町村の相談機関に相談しましょう。また、介護する・される上での悩みや不安、負担は一人で抱え込まないで、さまざまなサービスや制度を利用して少しでも軽くするようにしましょう。

高齢者の虐待・養護者の負担を軽くするためのサービス等については下記の窓口にご相談ください。

	電話	FAX	
高齢者虐待防止センター	3908-1112	3908-1229	<b>高齢者にかかわる 心の相談</b> 毎週水曜日〔予約制〕 連絡先 電話：3908-1112 F A X：3908-1229 高齢者虐待防止センターへ
地域包括支援センター (高齢福祉課)			
王子高齢相談係 (区役所第一庁舎1階)	3908-9083	3908-1229	
赤羽高齢相談係 (赤羽会館6階)	3903-4167	3903-4257	
滝野川高齢相談係 (滝野川福祉保健センター1階)	3915-0124	5974-3151	
在宅介護支援センター			担当地域
王子光照苑	3927-8899	5902-7667	王子 岸町 王子本町 豊島 東十条1~2丁目
浮間さくら荘	3558-3689	3558-7988	浮間 赤羽北 赤羽
西が丘園	5993-8161	5924-7822	西が丘 上十条 十条仲原 十条台
清水坂あじさい荘	5924-2025	5924-2028	中十条 東十条3~6丁目 赤羽南 赤羽西1~4丁目
みずべの苑	3598-2111	3598-9903	志茂 神谷 岩淵
桐ヶ丘やまぶき荘	5924-0152	5963-6931	桐ヶ丘 赤羽西5~6丁目 赤羽台
上中里つつじ荘	5390-6009	5390-6007	上中里 中里 昭和町 東田端 田端 田端新町 西ヶ原 堀船 柴町
滝野川	5907-5816	5907-5867	滝野川



### 【高齢者虐待を防ぐために】

高齢者虐待は身近に起こりうる問題です。虐待しない、させないためにはどうすればいいのか、本を通して考えてみませんか。

- 『高齢者虐待』[369] いのうえせつこ著/新評論/1999
- 『高齢者の虐待防止・権利擁護の実践』[369] 全国社会福祉協議会編・発行/2007
- 『高齢者虐待—専門職が出会った虐待・放任—』[369] 寝たきり予防研究会著/北大路書房/2002
- 『知っていますか? 高齢者の人権一問一答』[369] 同編集委員会著/解放出版社/2004
- 『家族の変容と暴力の国際比較』[367.3] 古橋イツ子編/明石書店/2007
- 『やさしい介護目で見える介護』[369] 読売新聞社生活情報部編/生活書院/2006



『地図でみる日本の女性』[367.2] 武田祐子・木下禮子編著/明石書店/2007

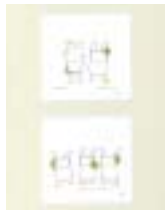
「何が」だけではなく「どこで」起きているかが一目瞭然となる地図を使って、現代日本の女性を取り巻く状況を捉え直そうという一冊。<結婚><仕事><子育て・教育><生活と福祉>のテーマ順に、未婚率、非正規雇用、保育サービス、女性の高齢者といった28の項目について、それぞれの地域的差異と傾向を解説しています。地図に表やグラフを加えたカラフルなページを読み進めていくうちに、「へえ」「なぜ」「どうすれば」といったさまざまな考えが浮かんできます。



### 新着図書のご紹介

- 『交錯する身体』[114] 市野川容孝編/岩波書店/2007
- 『女の遺言』[324] 麻島澄江・他著/御茶の水書房/2006
- 『女性弁護士の歩み』[327] 日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会編/明石書店/2007
- 『ロマンチックウイルス』[361] 島村麻里著/集英社/2007
- 『妻も年金夫の年金』[364] 菅野美和子著/企業年金研究所/2006
- 『日本の貧困一家計とジェンダーからの考察』[365] 室住眞麻子著/法律文化社/2006
- 『労働ダンピング』[366] 中野麻美著/岩波書店/2006
- 『こう変わる!男女雇用機会均等法Q&A』[366] 日本弁護士連合会編/岩波書店/2007
- 『どこまで進んだ男女共同参画』[367.1] 日本学術協力財団編・発行/2006
- 『少女マンガジェンダー表象論』[367.1] 押山美知子著/彩流社/2007
- 『アジアの家族とジェンダー』[367.1] 落合恵美子・他編/勁草書房/2007
- 『女性問題学習の研究』[367.1] 村田晶子著/未來社/2006
- 『母性と仕事に揺れる三十代—イタリヤ女性たちは語る』[367.2] マリーナ・ピアッツァ著/ミネルヴァ書房/2007
- 『男性史 1~3』[367.5] 阿部恒久・他編/日本経済評論社/2006
- 『長寿社会を拓く』[367.7] 富士谷あつ子・他編著/ミネルヴァ書房/2006
- 『変えてゆく勇気』[367.9] 上川あや著/岩波書店/2007
- 『ポルノグラフィと性暴力』[368] 中里見博著/明石書店/2007
- 『認知症を介護する人のための本』[369] 加藤伸司著/河出書房新社/2007
- 『母子寮と母子生活支援施設のあいだ』[369] 須藤八千代著/明石書店/2007
- 『女学校と女学生』[376] 稲垣恭子著/中央公論新社/2007
- 『産む・産まない・産めない』[498] 松岡悦子編/講談社/2007
- 『二〇世紀女性文学を学ぶ人のために』[902コ] 児玉美英・他編/世界思想社/2007

### GALLERY



作 /みるか

作品名/さかさもしいよ (「みらいシリーズ」より)

ひっそりと ただ ひたすらにひたむきに/描いて描いて書いて書いてみる形にならないかたちを求めて/ことばにならないことばを求めて石ころひとつにもころがみえる/形にならなくてもことばにならなくても見るころががあれば/思い描くころががあれば見えてくるものがあるのかもしれない/そう思うと/すべてが愛おしい...

みるかさんが作品に込めたメッセージです。見た人が残りの空間に自分の思いを描いてくれたら...と話してくれました。

平成19年7月25日(水)~8月5日(日) スペースゆう内「ギャラリー遊」(北とびあ6階)にて、『風の詩(うた)』と題した作品展が行われます。ぜひお越しください。

### 編集後記

最近耳にすることが多くなった「高齢者虐待」や「介護殺人」。高齢社会では、老老介護や介護期間の長期化、介護の密室化などから、誰もが加害者にも被害者にもなりうると言われています。加害者の半数以上に虐待の自覚がないという統計結果が、この問題の難しさ、根深さを改めて浮き彫りにしています。

北区男女共同参画条例が施行されてこの7月で1年。条例のめざす「すべての人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会」を実現しようとする日々の積み重ねこそが、高齢者虐待を始め、あらゆる暴力をなくしていく道のりです。

「スペースゆう」では、6月24日から30日までを「北区男女共同参画週間」としてさまざまなイベントを行います。高齢者虐待をテーマにした模擬裁判「シヤッジー高齢者虐待」も6月30日1時半に開廷です。この機会にぜひ足を運んでみてください。

